

# 区界町界変更資料

(朱雀第三小学校敷地の中京区への編入)

平成25年9月

文化市民局地域自治推進室

## 目 次

- 1 朱雀第三小学校と朱雀第三学区
- 2 地元要望
- 3 区界変更による行政への影響
- 4 区界変更による住民への影響
- 5 区界町界変更案

位置図

区界町界変更図－ 1， 2（案）

（参考）

- 1 朱雀第三学区自治連合会長から光徳学区自治連合会長へ送付した文書
- 2 光徳学区自治連合会長から朱雀第三学区自治連合会長へ返送した文書

（関係法令）

## 1 朱雀第三小学校と朱雀第三学区

### (1) 現状

朱雀第三小学校では、所在地は下京区（中堂寺北町23番地）であるが、通学区域（朱雀第三学区）は中京区であるという、所在地と通学区域の不一致が生じている。（位置図参照）

このような、所在地と通学区域における行政区の不一致は、京都市内では唯一、朱雀第三学区のみで生じている。

### (2) 歴史的経過

朱雀第三小学校の通学区である地域は旧朱雀野村に当たり、また、朱雀第三小学校の所在地である下京区中堂寺北町は旧大内村に当たる。いずれも大正7年に京都市に編入されて、下京区の所管となったが、昭和4年に中京区が新設された際、この地域については旧朱雀野村と旧大内村の境である、松原通で中京区と下京区に分区したため、通学区域と学校所在地の行政区が異なることとなった。

## 2 地元要望

朱雀第三学区の住民にとって、朱雀第三小学校は地元自治活動や地域防災活動の拠点であるとともに、地域住民の心の拠り所であり、誇りである。また、学区住民は、学区児童を中京区を所在地とする朱雀第三小学校へ通学させたいと願っている。このため、朱雀第三小学校敷地を下京区から中京区へ編入し、学校所在地と通学区域の行政区を一致させることを以前から要望されている。

また、朱雀第三学区自治連合会会長から、朱雀第三小学校が所在する光徳学区の自治連合会会長に確認された結果、光徳学区からは、朱雀第三小学校敷地を中京区へ編入することについて「支障ない」との回答を得ている。

## 3 区界変更による行政への影響

朱雀第三小学校を所管する教育委員会事務局は、「編入による学校へのマイナスの影響はなく、編入により小学校と地元が一層協働できればよいと考える。ただし、時期は新年度当初が望ましい。」としている。また、朱雀第三小学校の住所変更に伴い、「京都市立小学校条例」を改正する必要がある。

警察、消防行政については、既に朱雀第三小学校はそれぞれ中京警察署、中京消防署が所管していることから、区界変更による影響はない。

## 4 区界変更による住民への影響

朱雀第三小学校敷地のみを中京区へ編入するのであれば、学校所在地である中堂寺北町23番地に戸籍、住民票を置いている者がいないため、住民への影響はない。

## 5 区界町界変更案

地元で合意が得られており、また住民への影響もないことから、地元要望に応え、朱雀第三小学校敷地を中京区へ編入することとしたい。

### (1) 朱雀第三小学校敷地の状況

中堂寺北町23番地一筆（8, 119㎡）

敷地北側の松原通を走る区界と敷地の間には、無番地の道路と水路（いずれも本市所管）が存在している。また、公図上、敷地内に無番地の水路（本市所管）が介在している。（現存せず。）（区界町界変更図－2（案）参照）

### (2) 区界町界変更の方針

- ① 変更による影響を最小限に留めるため、朱雀第三小学校敷地以外には極力変更を生じさせない。
- ② 飛び地は生じさせない。

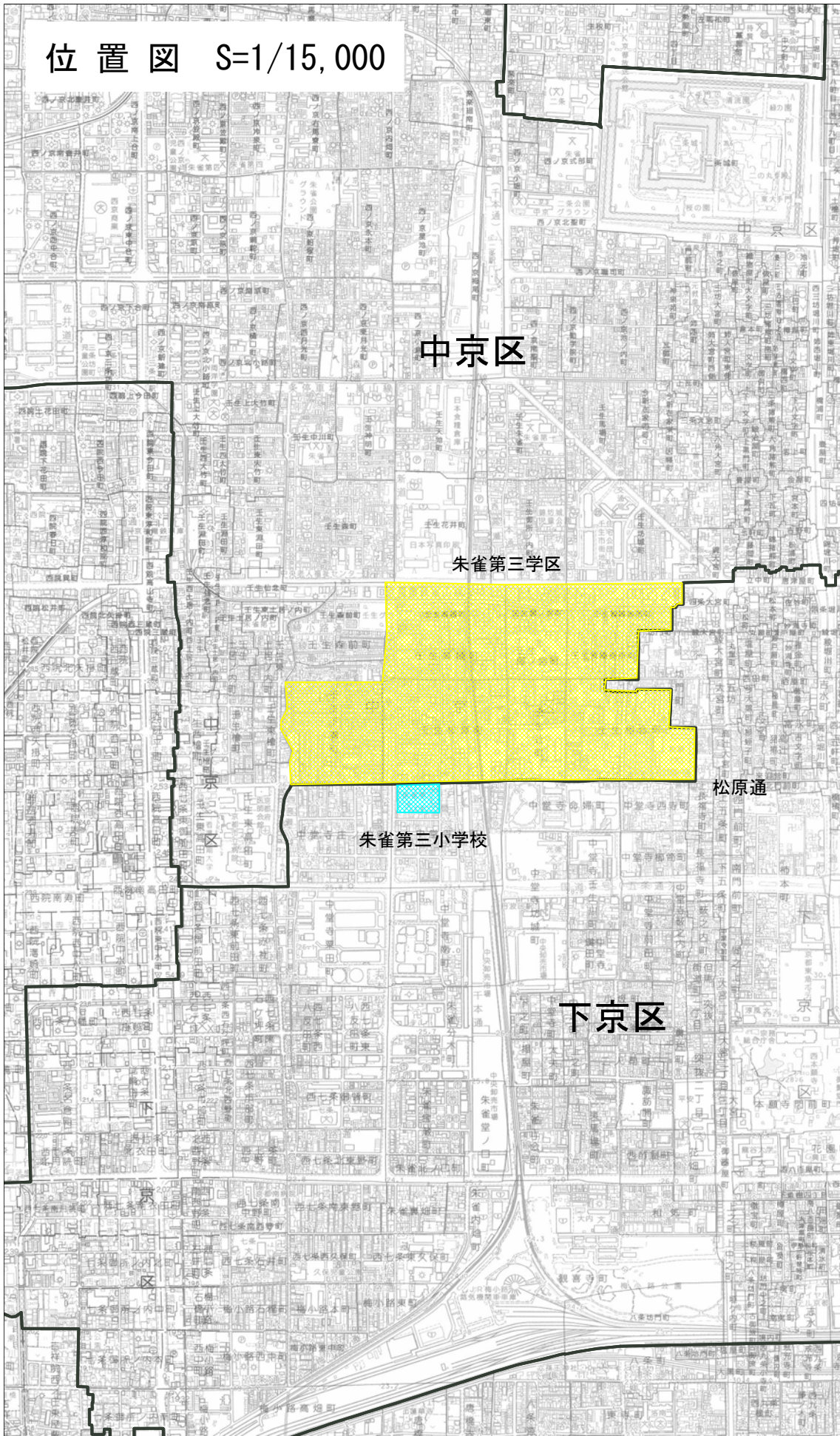
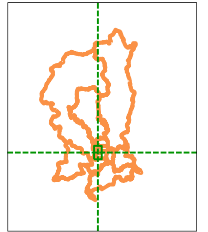
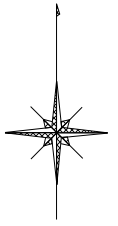
### (3) 区界町界の変更

中堂寺北町23番地、その土地に介在する水路、また北側に隣接する道路及び水路を、中京区壬生松原町に編入する。（区界町界変更図－1, 2（案）参照）

### (4) 区界町界変更の時期（予定）

平成26年4月1日

位置図 S=1/15,000



中京区

朱雀第三学区

朱雀第三小学校

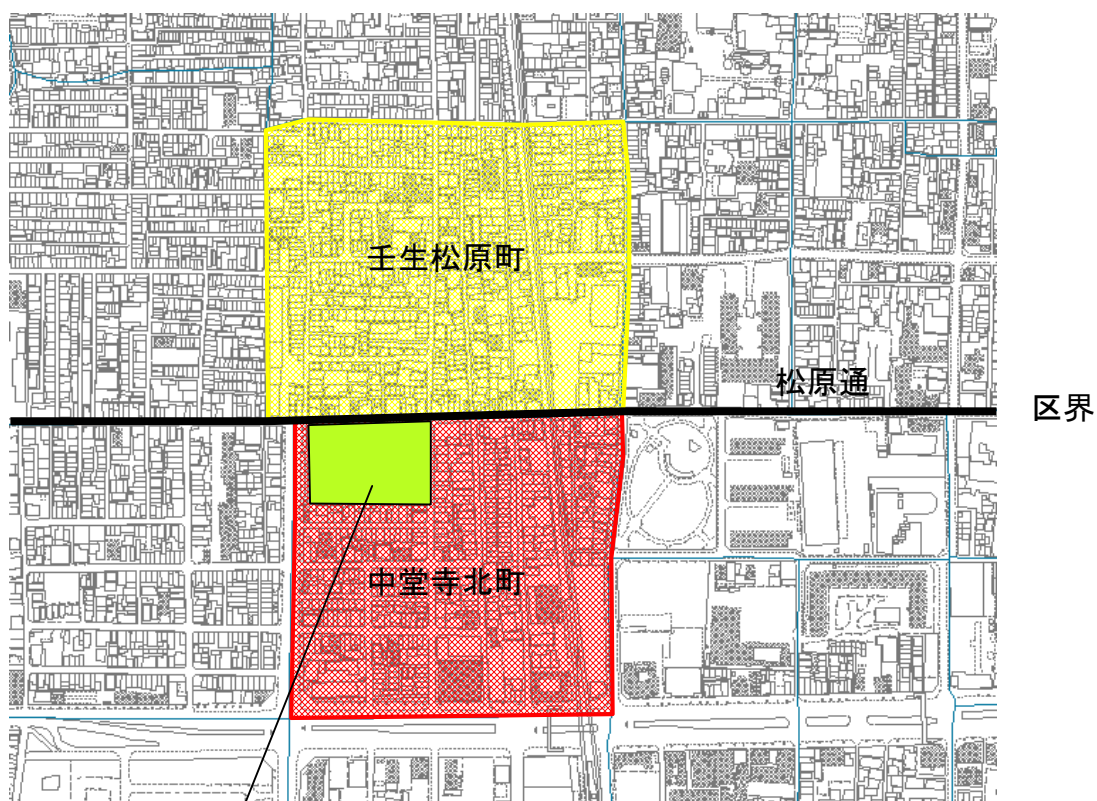
松原通

下京区



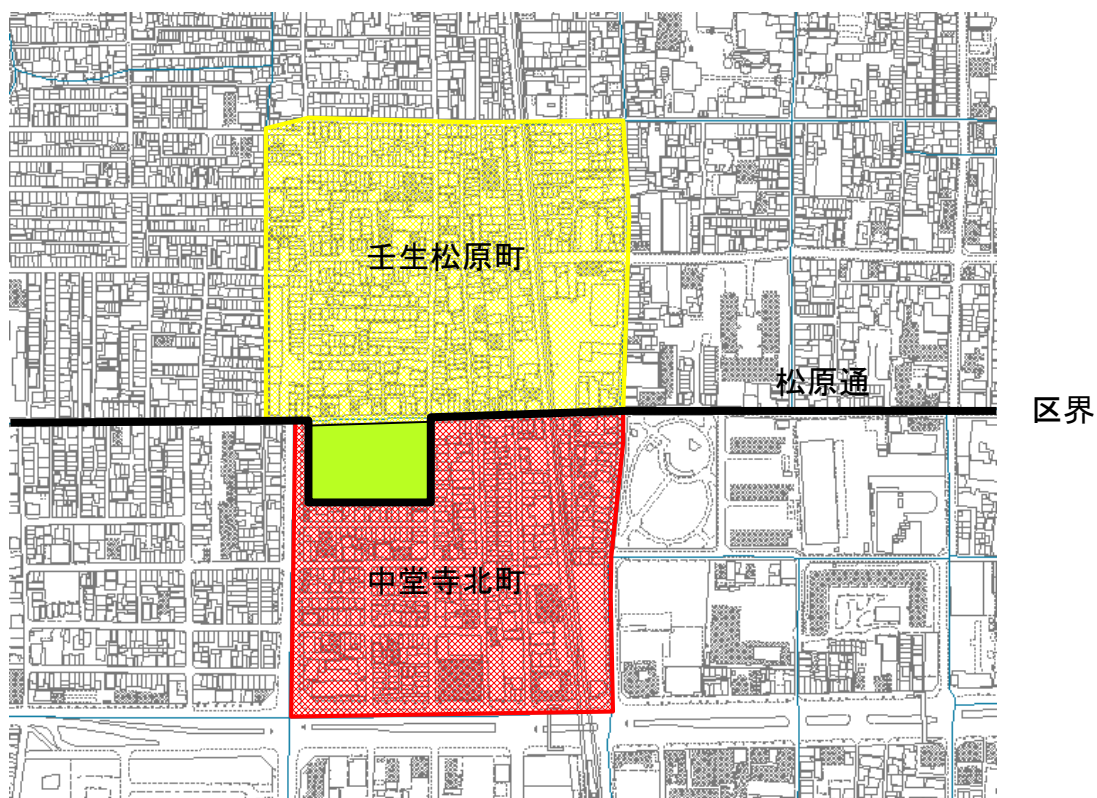
# 区界町界変更図－1（案）

（現在）



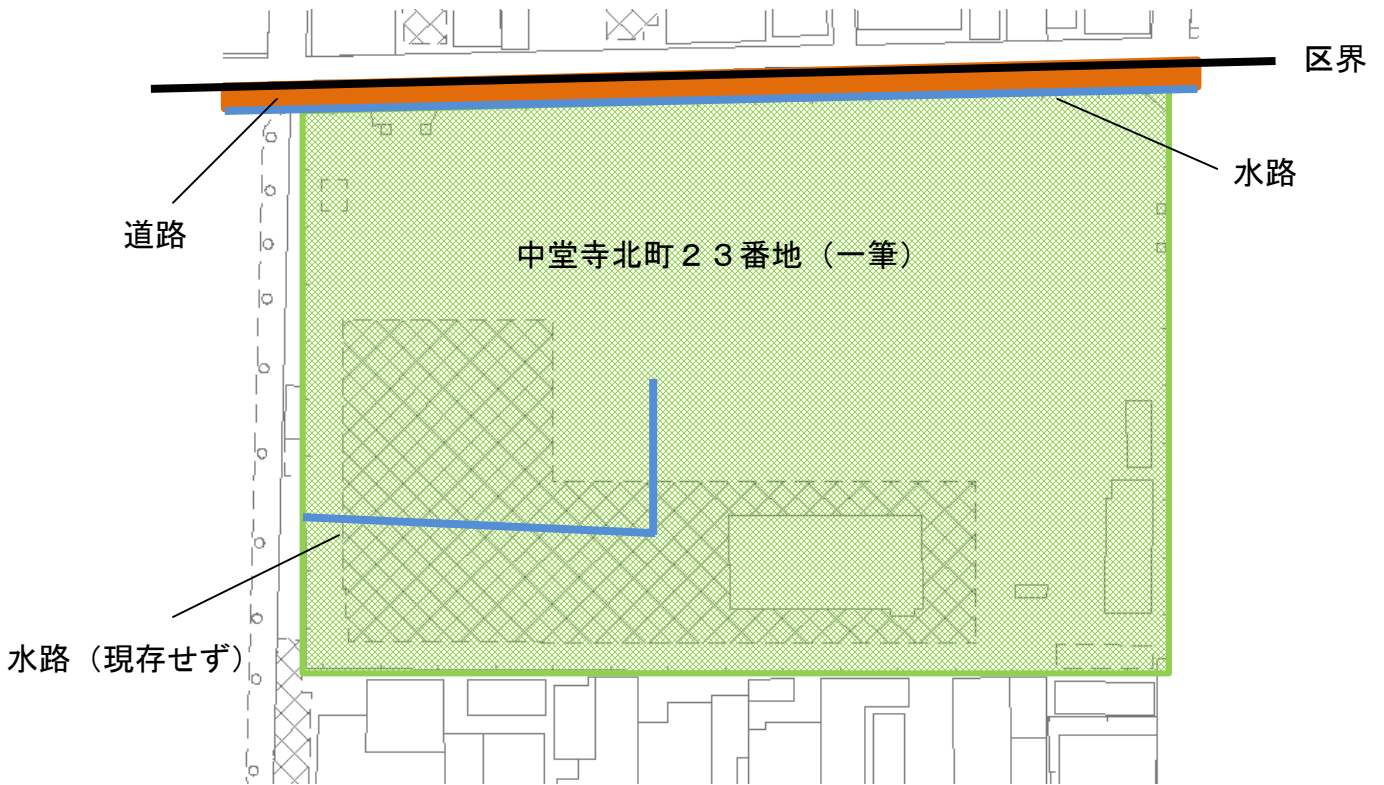
朱雀第三小学校

（変更後）

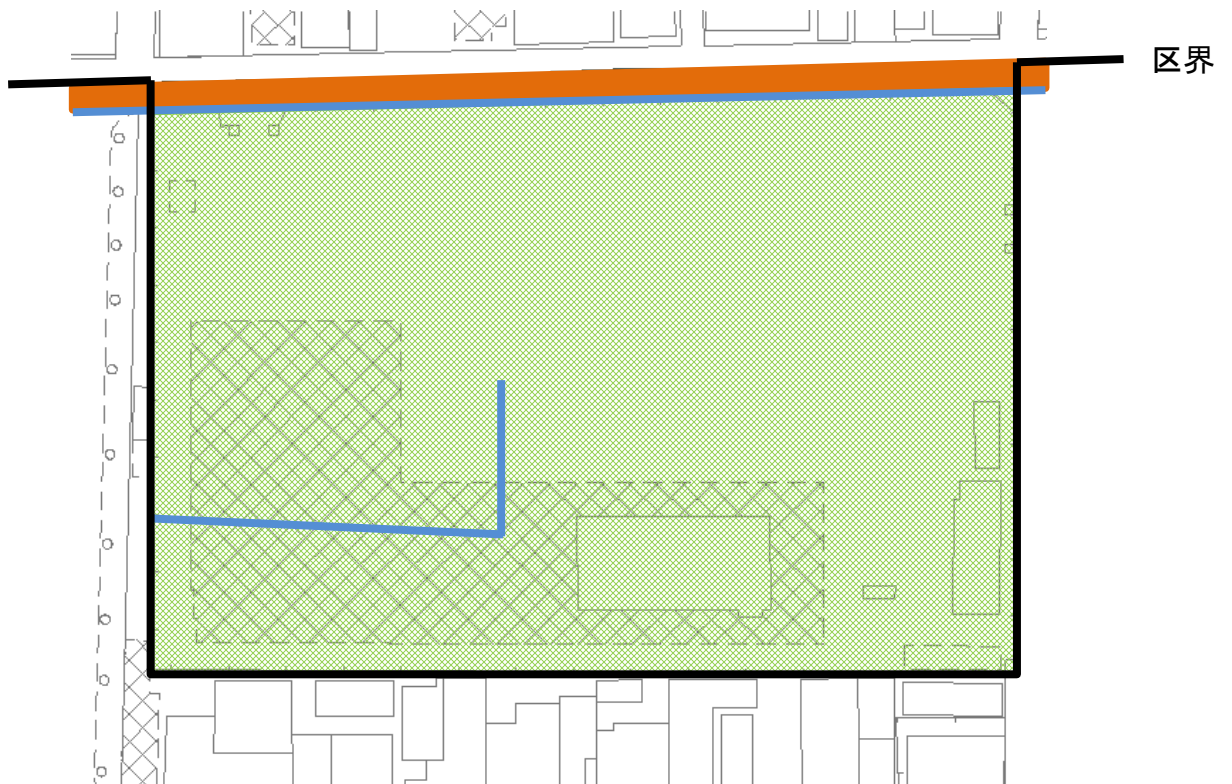


区界町界変更図-2 (案)

(現在)



(変更後)



光徳学区自治連合会 伊藤会長

朱雀第三学区自治連合会

会長 渡辺 幸昭

### 京都市立朱雀第三小学校所在地の中京区への編入について

中京区朱雀第三学区では、これまでから京都市立朱雀第三小学校を拠点として、PTAをはじめ小学校と連携しながら、地元自治活動や地域の防災活動を積極的に進めて参りました。

ところが、この朱雀第三小学校は、学校敷地の北側にある松原通りが中京区と下京区の区界とされているため、すべての児童が中京区から通学しているにもかかわらず、所在地が京都市下京区となっています。

そのため、朱雀第三学区の児童は、中京区民でありながら、下京区に所在する朱雀第三小学校へ通ることとされており、通学区域と学校所在地の行政区が異なるというねじれ現象が生じています。そのため、かねてから朱雀第三学区では、通学区と行政区の一体化について京都市にお願いして参りました。

地元にとりましては、朱雀第三小学校は地元自治活動や地域防災活動の拠点であるとともに、地域住民の心の拠り所であり、誇りであります。

ぜひとも朱雀第三小学校の所在地を下京区から中京区へ編入し、中京区朱雀第三学区の児童が、中京区を所在地とする朱雀第三小学校へ通学することができますよう御協力をお願い申し上げます。



平成25年2月23日

朱雀第三学区自治連合会会長  
渡辺 幸昭 様

光徳学区自治連合会会長  
伊藤 源市郎

京都市立朱雀第三小学校所在地の中京区への編入について

先に協力依頼のありました標記のことにつきまして、学区の各種団体や周辺町内に周知し、意見等を求めましたが、特段の意見等もなかったことから、光徳学区として編入について支障ないものとして了承します。

なお、このたびの編入に係る経過等につきまして、年度末に開催予定の学区自治連合会総会で報告する予定でありますので念のために申し添えます。

(関係法令)

○地方自治法（抄）

第252条の20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

(以下、略)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

○京都市区の所管区域条例（抄）

中京区の所管区域

(前略)、壬生松原町、(後略)

下京区の所管区域

(前略)、中堂寺北町、(後略)